

最低賃金闘争ニュース

大阪労連 Tel06-6353-6421 FAX06-6353-6420 10月2日 No.1

野田市で全国初

公契約条例条例全会一致で採択

千葉県野田市議会は29日、市が発注する公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者に市長が定める最低額以上の賃金を支払わなければならないとする公契約条例を全会一致で採択しました。公契約条例制定は全国で初めてです。生活できる賃金確保などを公契約に盛り込む公契約法・条例を求める運動は全国に広がっています。今回の制定は「ワーキングプア」根絶や公共サービスを守るうえで大きなはずみとなるものです。

野田市の条例は、公共工事・公共サービスの質の確保などが目的。下請けや孫請けで働く労働者や派遣労働者にも適用され、農水省や国交省が公共事業の積算に用いる労務単価や市職員の給与条例を勘定して賃金の最低水準を決めるとしています。労働者からの違反の申告があれば市が調査し是正命令をだし、是正されない場合は契約解除や事業者名公表を定めています。一方、当面は予定価格1億円以上の公共工事と、1千万円以上の業務委託契約(市長が定めるもの)に限定。自分自身で事業を行う「一人親方」の扱いが課題となっています。

働く貧困層をなくす三つの柱

最低賃金法の改正 公契約条例の制定 均等待遇の実現

大阪市営地下鉄駅の清掃は長年随意契約によって行われてきましたが、2007年から駅(131駅)を23ブロックに分け、3年毎の一般競争入札が導入されました。

その結果、業者間でのダンピング競争となり、地下鉄清掃労働者は大阪府の最低賃金に近い750円~760円で落札されることになってしまいました。

大阪府の公的な地下鉄清掃でありながら、最低賃金に近いため、一日7時間、週6日働いても諸経費を引くと生活保護基準以下になってしまい「働けど働けど我が暮らし楽にならない。」状態に労働者が生活保護を申請し支給されたことは、多くの新聞で報道されました。

「全国一律最低賃金1000円をめざし、最低賃金法改正」「公契約条例の制定」「均等待遇」の実現めざす運動で、人間らしく働くルールをつくり、働く貧困層をなくしていきましょう。